

エイブル倶楽部会員規約

第1条(名称)

本会の名称は「エイブル倶楽部」(以下「倶楽部」という)と称する。

第2条(目的及び内容)

エイブル倶楽部は、鹿島市生涯学習センター・エイブル(以下「エイブル」という)の指定管理を受託している一般財団法人 鹿島市民立生涯学習・文化振興財団(以下「財団」という)が行う市民主体の生涯学習事業を推進し、会員の参加を促進することにより鹿島市の芸術文化の振興を図るとともに、県南西部における芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

倶楽部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) えいぶる講座…「教えたい」「学びたい」要望に応じた生涯学習・文化講座
- (2) えいぶる事業…コンサート、演劇、映画などのホール事業とアウトリーチ活動
- (3) 床の間コーナー…鹿島市に縁のある人物の作品や歴史資料の展示及びギャラリートーク
- (4) えいぶるバンク…講師・サークル・サポーター登録、管理と情報提供
- (5) えいぶる通信…広報誌「エイブルの木」(以下広報誌という)の発行、ホームページ運営、各種広報活動

第3条(事務局)

エイブル倶楽部の事務局は、鹿島市生涯学習センター・エイブル2階事務局内に置く。

第4条(会員)

- (1) 会員とは、エイブル倶楽部の目的に賛同し、入会手続きを完了した個人又は団体のことを言う。
- (2) 会員の区分は以下のとおりとする。
 - ① 個人会員 一般、高校生以下
個人会員は1年コースと3年コースの2種類とする。
 - ② 法人会員(エイブルパートナー) 倶楽部の活動を支援する企業、団体
法人会員はAコースとBコースの2種類とする。
- (3) 会員には会員証を発行する。
- (4) 各会員特典については第9条(特典)のとおりとする。

第5条(年会費)

年会費は以下のとおりとする。

(1) 個人会員

	1年コース	3年コース
一般	1,000円	3,000円
高校生以下	500円	1,500円

(2) 法人会員

Aコース	50,000円
Bコース	20,000円

第6条(会員証)

財団は、個人会員に対して1枚会員証を発行する。会員証は会員本人のみ利用できる。他人に譲渡、貸与することはできない。

法人会員については、1法人につき法人名で10枚会員証を発行し、法人の構成員は1枚につき、1名利用することができる。

第7条(入会方法)

入会については、以下の2通りの方法で受け付ける。

- ① 来館…入会申込書に必要事項を記入のうえ、年会費を添えて申し込む。
- ② 郵便振込…専用申込用紙に必要事項を記入のうえ、郵便局にて振込む。

※申込用紙の郵送を希望する場合は、電話で請求する。

第8条(会員期間と更新)

会員資格の有効期間は以下のとおりとする。

- (1) 1年コース 入会月から12か月間
- (2) 3年コース 入会月から36か月間

更新手続きについては、期間満了前に更新案内を郵送して通知するものとする。

第9条(特典)

会員は次の特典を受けることができる。

(1) 個人会員

- ① 会員限定の「えいぶる講座」を受講することができる。
- ② クーポン券(5,000円)を購入することができる。(500円×11枚綴り)
クーポン券は「えいぶる講座」受講料、「えいぶる事業」チケット代に使用することができる。
- ③ コンサートなど自主事業のチケットが割引価格で購入できる。
(一部対象外あり、イベント開催日に倶楽部在籍者が対象)
割引価格で購入できる枚数は1会員につき1枚とする。
- ④ 財団が指定するコンサートなどのチケットを一般発売日前に会員先行販売で購入することができる。
(一部対象外あり、イベント開催日に倶楽部在籍者が対象)
先行販売で購入できる枚数は1会員につき1枚とする。
- ⑤ 市外在住会員には広報誌を毎月送付する。(市内在住会員には全戸配布されている。)
- ⑥ 毎年5月に開催するエイブル祭りに出演や出展で参加することができる。
- ⑦ 会員にはポイントカードを発行する。えいぶる講座、えいぶる事業に1回参加毎に1ポイント貯めることができる。15ポイント貯まると500円のクーポン券と交換することができる。
- ⑧ 「3年コース」のみの特典として、入会・更新時に500円のクーポン券を1枚取得できる。

(2) 法人会員

- ① 法人会員企業・団体の所属員は法人会員証の提示により、個人会員と同じ特典を受けることができる。
- ② 接遇、語学など社員教育・福利厚生に必要な講座や事業を要望し共催することができる。
- ③ 広報誌1面下に「エイブルパートナー」として社名を掲載することができる。(Aコースのみ)
- ④ えいぶる事業のポスターチラシに社名を掲載することができる。(Aコースのみ)

第10条(会員証の紛失)

会員証を紛失したときは速やかに事務局に届けることとする。

第11条(届出事項の変更)

会員は、住所、氏名など入会時に届け出た事項に変更があった場合、速やかに事務局へ届け出るものとする。届け出がないことによる送付書類などの延着又は未着について、財団はその責を負わない。

第12条(退会)

会員は、事務局へ退会を届け出ることにより、いつでも退会することができる。その場合、速やかに会員証を返却するものとする。年会費については特段な事情がない限り、原則返金しないものとする。

第13条(会員資格の喪失)

次の各号に一つでも該当する場合、会員は会員資格を失うものとする。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 会員がエイブルの業務を妨げ、信用を傷つけるなど、エイブルの不利益となるような行為をした場合

第14条(個人情報の取扱い)

財団は、会員情報について個人情報保護法その他関連法等を遵守し、適切に取り扱う。また、会員情報を財団の事業等の必要に応じ、次の目的のために利用するものとする。

- (1) 会員特典を提供する場合の本人確認
- (2) 財団主催事業や会員特典などに関する情報の提供
- (3) アンケートの実施などによる会員サービスの研究
- (4) 会員の利用状況などの分析
- (5) 入会手続き

第15条(規約の変更)

財団は必要があるときは本規約を変更できるものとし、本規約を変更した場合は、速やかに変更内容を会員に通知する。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

第16条(その他)

この規約に定めるもののほか、エイブル倶楽部の運営に関し必要な事項は、財団が別に定めるものとする。